

タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金 Q&A

2026年1月29日更新
2026年2月6日更新

1 交付対象者について

Q1-1:個人事業主は対象ですか。

A1-1:個人タクシー(1人1車制個人タクシー)も対象です。

Q1-2:福祉タクシーは対象ですか。

A1-2:対象です。福祉輸送事業限定の事業者及び個人も対象です。

Q1-3:ハイヤー事業者は対象ですか。

A1-3:対象です。タクシー事業者が所有するハイヤー専用車両も対象です。

Q1-4:福祉有償運送など、自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)を実施するものは対象ですか。

A1-4:対象外です。

支援金は、道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者及び車両が対象です。

Q1-5:本社は県外にありますが、営業所が愛知県内にある場合は対象ですか。

A1-5:愛知県内に営業所を置く道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者が補助対象です。

なお、支援金の交付の対象となる車両は、交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置がある車両に限ります。

Q1-6:2025年4月1日以降に開業した場合は対象ですか。

A1-6:2025年4月1日までに、愛知運輸支局へ許可や事業開始の届出等がすべて完了しており、交付申請日までの間継続して事業を実施した者が対象です。

2 交付対象車両について

Q2-1:年度内に新しく購入した車両は対象ですか。

A2-1:2025年4月1日時点で、愛知運輸支局に届出がされていない車両は対象外です。

ただし、2025年4月1日時点で届け出されている車両について、老朽化等を理由に廃車し、その代替車両として導入された場合は対象となります。

この場合、新旧の車両を合わせて1台とみなします。

Q2-2:リースやサブスクリプションにより使用している車両は対象ですか。

A2-2:事業用車両として届出されており、申請者と使用者が一致し、使用の本拠を愛知県内とする車両は対象です。

Q2-3:電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)等の燃料油を使用しない車両は対象ですか。

A2-3:対象です。

Q2-4:交付申請日時点で、自動車検査証(車検証)の有効期間が切れている車両は対象ですか。

A2-4:対象外です。交付申請日時点で、有効期間内である必要があります。

交付申請日時点で、有効な自動車検査証記録事項を提出してください。

3 申請手続きについて

Q3-1:申請は事業者単位で1回のみですか、それとも営業所単位で1回ですか。

A3-1:1事業者につき1回のみ申請可能です。

Q3-2:書類に押印は必要ですか。

A3-2:不要です。

Q3-3:メールによる申請書類の提出は可能ですか。

A3-3:できません。

Q3-4:一般乗用旅客自動車運送事業の許可書(または譲渡譲受認可書)を紛失してしまったが、運輸支局が発行する事業証明書の写しのほかに、代わりとなる書類はあるか。

A3-4:個人タクシー事業者の場合、『一般乗用旅客自動車運送事業の許可等に付した期限の変更通知書』でも構いません。

また法人・個人ともに事業計画の変更(運賃・料金等)に関する『認可書』でも構いません。

ただし、いずれの場合も、中部運輸局長が発行したことが確認できる場合に限りです。

Q3-5:一般乗用旅客自動車運送事業の許可書(または譲渡譲受認可書)の代わりとなる書類も全て紛失している場合は。

A3-5:愛知運輸支局が発行する事業証明書の写しを提出してください。

詳しくは、愛知運輸支局にお問い合わせください。

Q3-6:2025年4月1日時点の届出台数が確認できる一般乗用旅客自動車運送事業の申請書等の写しについて、『運輸支局が受理したことがわかるものに限る。』とあるが、どういうことですか。

A3-6:愛知運輸支局の受領印等が確認できる書類を提出してください。

Q3-7:2025年4月1日時点の届出台数が確認できる一般乗用旅客自動車運送事業の申請書等の写しについて、『個人タクシー事業者において許可書で台数が確認できる場合は不要。』とあるが、どういうことですか。

A3-7:許可書上で、個人タクシー事業についての許可であることがわかる場合を指します。

この場合の届出台数は1台となります。

Q3-8:申請台数内訳書は、個人タクシー(1台)の場合も提出が必要ですか。

A3-8:必要です。

Q3-9:車検証が電子化され、自動車検査証記録事項が出せないのですが。

A3-9:『車検証閲覧アプリ』を利用し、出力してください。

詳しくは、国土交通省 電子車検証特設サイトをご確認ください。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

Q3-10:自動車検査証記録事項は申請する車両分必要ですか。

A3-10:申請する車両の台数分、全て写しを提出してください。

Q3-11:申請台数が多く、申請台数内訳書(様式第2号)が複数枚になるが、全ての内訳書に、「会社名、代表者職・氏名」の記入が必要ですか。

A3-11:必要です。

Q3-12:申請台数内訳書(様式第2号)が複数枚になる場合、内訳の申請台数はどのように記入すればよいですか。

A3-12:申請書に記載する台数と一致するように、全ての内訳書には今回申請する車両の「総数」を記載してください。

Q3-13:【郵送申請】消印有効ですか。

A3-13:当日消印有効ですが、不備等があった場合、支援金が交付できなくなる場合がございますので、お早目に申請してください。

Q3-14:【郵送申請】申請書は、鉛筆や消せるボールペンで記入してもいいですか。

A3-14:消すことができる筆記具は使用しないでください。油性ボールペンなど、消すことのできない筆記具を使用してください。

Q3-15:【郵送申請】申請書等は自署する必要がありますか。

A3-15:自署の必要はありません。PC等で作成したものを提出いただいても構いません。

Q3-16:ネットバンキングで通帳がない場合、口座情報がわかる書類は何を出せばいいですか。

A3-16:アプリ等で口座情報が確認できる画面のスクリーンショット等を提出してください。

Q3-17:申請書の提出後、誤りに気が付いたため、申請書類を修正したいがどうすればいいですか。

A3-17:審査の進捗状況次第では、修正が間に合わない場合があります。申請内容に誤りがあった場合は、至急問い合わせメールアドレス(kotsu-nenyu@pref.aichi.lg.jp)に、修正したい内容と修正後の正しい申請書類一式をメール添付により送付してください。

4 補助金の交付について

Q4-1:交付が決定された場合、通知があるか。

A4-1:指定された口座への振込をもって、交付の決定通知とします。

電子申請の場合は、審査が完了した時点でステータスが【完了】となりますが、【完了】となってから振込までもお時間をいただきますので、予めご了承ください。

Q4-2:申請から振込までどれくらいの期間がかかるか。

A4-2:適切な申請書の受理後、概ね1か月程度を予定しています。

ただし、審査状況等により前後する場合がありますので、ご了承ください。